2　前項の規定の適用を受けて調製される選挙人名簿についての農業委員会等に関する法律第十条第五項及び第六項の規定の適用については、同条第五項中「三月三十一日」とあるのは「東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第四十四号）第三条第一項に規定する特例選挙期日（次項において「特例選挙期日」という。）の告示の日前五日に当たる日」と、同条第六項中「次年の三月三十日」とあるのは「特例選挙期日以後最初に調製される選挙人名簿の確定の期日の前日」とする。

3　第三条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による選挙管理委員会の指定について準用する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　鹿野　道彦
内閣総理大臣　菅　**直人**

政　令

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百二十号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）第六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者に係る死亡の推定）

第九条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三箇月間分からない場合又はその者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、遺族給付、葬祭給付及び障害給付年金差額一時金並びに第十二条の二第一項の規定による給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　**直人**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百二十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百五十三号」を「第百五十八号」に改め、同条に次の五号を加える。

百五十四　災害発生県内消防応援活動費交付金
百五十五　原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金
百五十六　被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金
百五十七　被災農家経営再開支援交付金
百五十八　牛肉等関税財源被災農家経営再開支援交付金

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　髙木　義明
農林水産大臣　鹿野　道彦
内閣総理大臣　菅　**直人**

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百二十二号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者に係る死亡の推定）

第五条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三箇月間分からない場合又はその者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、遺族補償、葬祭補償及び障害補償年金差額一時金並びに第二十条第一項の規定による補償の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は死亡したものと推定する。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

文部科学大臣　髙木　義明
内閣総理大臣　菅　**直人**